

在留資格認定証明書の有効期間の確保、交付の早期化をあっせん

— 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、福岡出入国在留管理局に対し —

総務省九州管区行政評価局(局長 萬谷 優人^{まんたに まさと})は、国が入国審査手続の簡易・迅速化を目的として導入した「在留資格認定証明書制度」に基づく同証明書の有効期間や交付時期について行政相談を受けました。当局において当該相談内容の事実関係について確認したところ、相談者の指摘どおり、日本語学校で日本語を学ぼうとする留学希望者への同証明書の交付が遅くなったこと等により、入国審査の際、有効期間内の同証明書を提示できないケースや、4 月の入学時期から大幅に遅れて入学したケースがあることを確認しました。

当局は、こうした問題は九州管内の他の日本語学校においても生じていることが想定されたことから、当該相談事案の処理に当たり、幅広い観点からの意見を聴取して対応することが必要と考え、民間の有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議(座長 石森 久広 西南学院大学副学長・大学院法務研究科教授)に諮りました。

その意見を踏まえ、本日、福岡出入国在留管理局に対し、在留資格認定証明書の有効期間を適切に確保すること、交付時期の早期化を図ることを内容とするあっせんを行いました。

【行政相談の内容】

私(日本語学校校長)は、毎年、当校への入学を希望する留学生の代理で在留資格認定証明書の交付申請を行い、交付を受けた同証明書を入国前の留学生に送付している。留学生は、同証明書の送付を受けた後、外国で査証(ビザ)の申請等を行い、同証明書の有効期間内(同証明書の発行日から3か月以内)に入国しなければならない。

しかし、平成30年4月以降、交付を受けた在留資格認定証明書の中には、実際の交付日の1か月以上前の発行日が記載されたものがあり、この場合、有効期間が実質的に2か月程度しかないこととなるため、留学生の中には、有効期間内に入国できない者や4月の入学時期に間に合わない者もいる。

このため、在留資格認定証明書については、3か月間の有効期間を確保し、もっと早く交付してほしい。

本件照会先

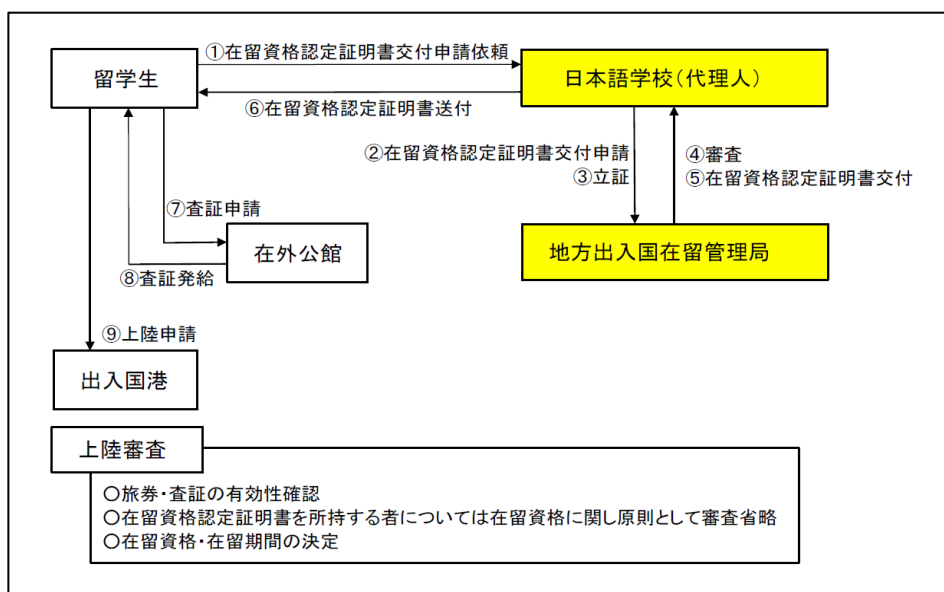
総務省九州管区行政評価局 総務行政相談部
首席行政相談官 右田 哲夫
電話 : 092-431-7136 (直通)
メール : ksy32@soumu.go.jp

＜あっせんの概要＞

在留資格認定証明書とは

- 1 入国審査手続の簡易・迅速化を目的として、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成元年法律第79号)により、平成2年から導入
- 2 上陸(入国)しようとする外国人又はその代理人から申請があったときは、法務大臣が審査を行い、在留資格認定証明書を交付することができるとされている。
- 3 交付申請から交付までの標準処理期間は1か月から3か月
- 4 同証明書は、発行日から3か月以内に査証と共に入国審査官に提出して上陸の申請を行わないときは、効力を失うこととなる。

【在留資格認定証明書交付申請から上陸申請までの手続の流れ】



(注)法務省の資料に基づき、当局が作成した。

福岡出入国在留管理局における日本語教育機関に対する在留資格認定証明書制度の運用状況

1 管内の日本語教育機関数

福岡出入国在留管理局管内に 68 機関(専修学校 24、各種学校 10 及び日本語学校 34)

※ 平成 31 年 3 月 20 日現在、那覇支局管内を除く(2において同じ。)

2 在留資格認定証明書の申請受付・審査・交付の実施機関

福岡出入国在留管理局本局及び鹿児島出張所の 2 機関

3 日本語教育機関に係る同証明書の申請・交付手順(平成 31 年度 4 月期入学の例)

- ① 日本語教育機関に対する説明会: 申請受付期間、申請手順、申請時に提出が必要な資料等について説明(平成 30 年 11 月 6 日)
- ② 一括申請受付期間(平成 30 年 12 月 3 日～同月 5 日)
- ③ 追加資料提出期限(平成 30 年 12 月 14 日)
- ④ 日本語教育機関に対し、メールにより同証明書の交付日(⑤)を案内(平成 31 年 2 月 19 日)
- ⑤ 同証明書の交付(平成 31 年 2 月 27 日)

当該相談事案の事実関係の確認結果

平成 31 年 4 月期に入学した留学生に対する在留資格認定証明書の交付は 2 月 27 日

①同証明書の発行日は、1 月 22 日・1 月 25 日・2 月 26 日の 3 パターン

→ 同証明書の中で最も早い発行日(1 月 22 日)は、交付日(2 月 27 日)の 1 か月以上前の日付

→ 本来与えられるべき 3 か月の有効期間が短縮されることになり、実質的な有効期間は 2 か月弱

⇒ **留学希望者が、入国審査時に査証と共に有効期間内の同証明書を提示できないケースが生じることに**

②交付日が 2 月末と遅い時期であったことから・・・

⇒ **通常の入学時期である 4 月の第 2 週目に入学できず、4 月下旬や 5 月上旬に入学せざるを得ないケースも**

行政苦情救済推進会議の意見

1 在留資格認定証明書の実際の交付が、同証明書に記載された発行日より遅い場合、その記載された日から 3 か月以内に、査証と共に同証明書を入国審査官に提出して上陸の申請を行えないケースは、本件に限らず生じ得る。こうしたケースの場合、同証明書は効力を失うことになるのであれば、同証明書の有効期間を 3 か月間確保する必要がある。

2 日本語学校等の留学希望者に対しては、慎重な入国事前審査が求められるため、在留資格認定証明書に係る全体の審査期間の短縮が難しいと思料される一方で、同証明書の実際の交付が遅いため、1 か月以上遅れて 5 月に入国することとなり、4 月の入学期に間に合わなかったなど、留学希望者と日本語学校に支障が生じている状況がみられることから、審査が終わっているものについては、速やかに交付するべきである。

これを受けて、福岡出入国在留管理局に以下をあっせん

1 在留資格認定証明書の有効期間について、留学希望者の最も多い 4 月期を含め、同証明書の発行日と交付日を一致させることにより、3 か月間確保すること。

2 在留資格認定証明書の交付時期について、入国事前審査の適切な実施に留意しつつ、例えば、現在、管内の日本語学校の全留学希望者分を同日に一括して交付している同証明書の交付方法を見直し、審査が終了したものについては、複数回に分けて順次交付するなどにより、交付の早期化を図ること。

【行政苦情救済推進会議とは】

相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることにより、公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民の立場に立った行政苦情の救済を推進するために設置。以下の方々で構成

(座長) 石森 久広 (西南学院大学副学長・大学院法務研究科教授)

(委員) 久留 百合子 (消費生活アドバイザー)

三木 和信 (福岡行政相談委員協議会会長)

高木 直人 (公益財団法人九州経済調査協会理事長)

戸江 千枝 (税理士)

坂井 政美 (株式会社西日本新聞社論説委員長)

三浦 邦俊 (弁護士)

《別 紙》

1 外国人の入国に係る法令

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）〈抜粋〉

（上陸の申請）

第 6 条 本邦に上陸しようとする外国人（乗員を除く。以下この節において同じ。）は、有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持しなければならない。

2 前項本文の外国人は、その者が上陸しようとする出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸のための審査を受けなければならない。

（上陸許可の証印）

第 9 条 入国審査官は、審査の結果、外国人が第 7 条第 1 項に規定する上陸のための条件に適合していると認定したときは、当該外国人の旅券に上陸許可の証印をしなければならない。

2 在留資格認定証明書に係る法令

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）〈抜粋〉

（在留資格認定証明書）

第 7 条の 2 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、本邦に上陸しようとする外国人（本邦において別表第 1 の 3 の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者を除く。）から、あらかじめ申請があったときは、当該外国人が前条第 1 項第 2 号に掲げる条件に適合している旨の証明書を交付することができる。

2 前項の申請は、当該外国人を受け入れようとする機関の職員その他の法務省令で定める者を代理人としてこれを行うことができる。

○ 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和 56 年法務省令第 54 号）〈抜粋〉

（在留資格認定証明書）

第 6 条の 2 法第 7 条の 2 第 1 項の規定により在留資格認定証明書の交付を申請しようとする者は、別記第 6 号の 3 様式による申請書一通を地方入国管理局に出頭して提出しなければならない。

3 管内の在留資格認定証明書の申請受理・交付件数

区分 \ 年	平成 25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
申請受理件数	27,420	32,666	40,876	42,953	46,058
交付件数	20,250	22,006	27,523	28,565	33,033

(注) 1 福岡出入国在留管理局の資料による。

2 福岡出入国在留管理局管内分（那覇支局分を含む。）の数値である。

4 在留資格認定証明書の様式

別記第六号の四様式（第六条の二関係）

（表）

在 留 資 格 認 定 証 明 書

日 本 国 政 府 法 務 省

番号№

氏 名	性別	男	女	写真	
国籍・地域	生年月日	年	月		日
日本での職業及び勤務（通学）先等					
上記の者は、次の在留資格に関して出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号に掲げる上陸のための条件に適合していることを証明します。					
在留資格					
年 月 日 入 国 管 理 局 長					

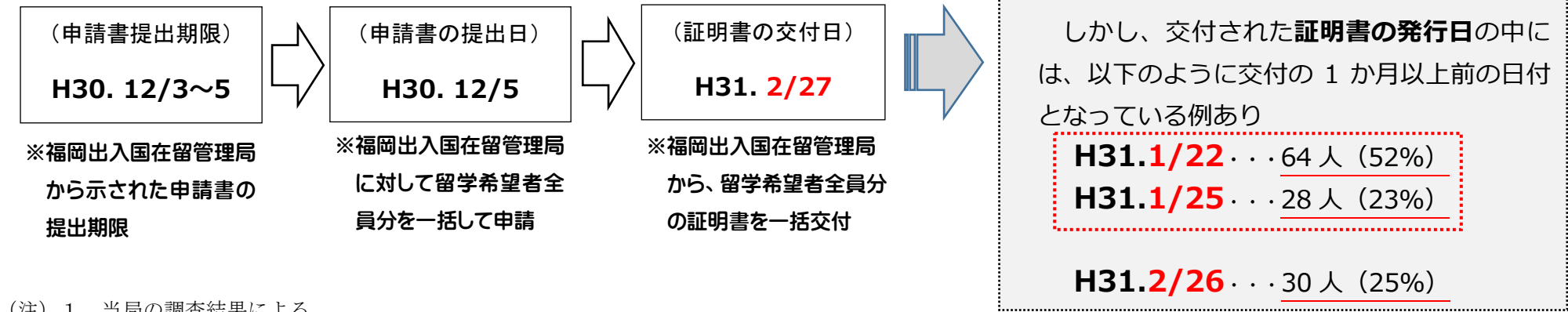
（注 意）

- 1 本証明書は、上陸の許可そのものではなく、本証明書を所持していても、在外公館において査証を取得していなければ上陸を許可されません。
- 2 本証明書は、上記の年月日から 3 月以内に査証と共に入国審査官に提出して上陸の申請を行わないときは、効力を失います。
- 3 本証明書は、上陸の許可を保証するものではなく、他の上陸のための条件に適合しない場合又は事情の変更があった場合は上陸を許可されないことがあります。

（注）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 5 番とする。

5 在留資格認定証明書の発行日が交付の1か月以上前の日付となっている例

(日本語学校における平成31年4月期生の例)



(注) 1 当局の調査結果による。

2 下線の留学希望者の数は、当局に相談のあった日本語学校における平成31年4月期生(122人)の内数である。

6 5月上旬に入学した留学生のうち、在留資格認定証明書の有効期限を超過した例

No	在留資格認定証明書					査証			入国日 (d)	入国日時点の証明書の有効期限超過日数 (d-c)
	申請日	交付日 (a)	証明書の発行日 (b)	日数差 (a-b)	証明書の有効期限 (c)	申請日	～	発給日		
1	12/5	2/27	1/22	36日	4/22	3/19	～	4/26	5/7	15日超過
2	12/5	2/27	1/22	36日	4/22	3/19	～	4/26	5/7	15日超過

(注) 1 当局の調査結果による。

2 表中の2人の留学生は、当局に相談のあった日本語学校における平成31年4月期生(122人)の内数である。